

第62回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年6月20日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年6月20日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年6月20日(月)午後2時45分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供二丁目3番16号 ほっとプラザ大供3階研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席30名 欠席10名

| 議席番号 | 委員名 | 出欠の別 | 議席番号 | 委員名 | 出欠の別 |
|------|--------|------|------|--------|------|
| 1 | 板野 實 | 出席 | 21 | 藤原 秀正 | 出席 |
| 職務代理 | 柴田 一郎 | 出席 | 22 | 井上 利明 | 欠席 |
| 3 | 須々木 昭孔 | 出席 | 23 | 五賀 栄一 | 欠席 |
| 4 | 小橋 秀臣 | 出席 | 24 | 安田 久子 | 欠席 |
| 5 | 横山 勇 | 欠席 | 25 | 賀門 義和 | 出席 |
| 6 | 河本 和彦 | 出席 | 26 | 久山 優 | 出席 |
| 7 | 齊藤 武彦 | 出席 | 27 | 荒井 隆文 | 欠席 |
| 8 | 蜂谷 邦生 | 出席 | 会長 | 黒田 栄三郎 | 出席 |
| 9 | 池上 克己 | 出席 | 29 | 宮武 博 | 欠席 |
| 10 | 川上 敬三 | 出席 | 30 | 左山 秀夫 | 出席 |
| 11 | 高木 友好 | 出席 | 31 | 船橋 文雄 | 出席 |
| 12 | 中尾 稜 | 出席 | 32 | 北村 公茂 | 出席 |
| 13 | 遠藤 茂 | 出席 | 33 | 小林 弘幸 | 欠席 |
| 14 | 林 健二 | 出席 | 34 | 山本 正三 | 欠席 |
| 15 | 北山 晴夫 | 出席 | 35 | 岩藤 佐知子 | 出席 |
| 16 | 西山 國忠 | 出席 | 36 | 人見 清 | 出席 |
| 17 | 二宮 万太郎 | 出席 | 37 | 脇本 忠正 | 出席 |
| 18 | 安信 政志 | 出席 | 40 | 中野佐都子 | 出席 |
| 19 | 佐藤 康彦 | 出席 | 41 | 吉本 賢二 | 欠席 |
| 20 | 信定 知福 | 出席 | 42 | 田尻 祐二 | 欠席 |

- 6 農業委員以外の出席者
事務局 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦 課長 万代 幸男
副専門監 浦田 隆次 課長補佐 佐藤 孝司 係長 難波 仲広
主任 佐藤 智保子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

8番：蜂谷 邦生 32番：北村 公茂

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第62回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。8番 蜂谷 邦生委員、32番 北村 公茂委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長 （議案の訂正等について資料により説明）

5月の転用許可案件の内、3,000平方メートルを超える案件2件について、5月30日開催の農業会議に諮問しました。その結果、御津河内の農地改良1件は同日付で許可相当との答申があり、もう1件御津宇垣の店舗は現地調査のため保留となりましたが6月8日の調査後に許可相当との答申がありましたので、2件とも許可指令書を交付しています。また下足守の18条1項の許可案件についても同様に5月30日に諮問し、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

議 長 第1号議案、農地法関係申請等についてを上程します。申請等（1）

**農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。**

難波係長

1番、受人は北長瀬本町に居住し、世帯で約38アールの農地を耕作する農業者で、北長瀬本町の畑について、別世帯の共有者の持分を受贈により取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は南区三浜町に居住し、約89アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により、富原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は東区君津に居住し、約63アールの農地を耕作する農業者で、増反により、田益の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は白石に居住し、約25アールの農地を耕作する農業者で、増反により、白石の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員

1番から4番までの4件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長

5番、受人は高松に居住し、約86アールの農地を耕作する農業者で、増反により高松の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は川入に居住し、約88アールの農地を耕作する農業者ですが、遺贈により川入の畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は平山に居住し、約61アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により平山の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は足守に居住していますが、この度庄田及び真星の田・畑を父親から経営移譲により受贈しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は川入に居住し、約83アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により川入の田を取得しようとするものです。

申請地の隣地が農地転用により個人住宅が建設されるため、排水路を確保するために取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 5番から9番までの5件ですが、いずれも各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 10番、受人は北区御津紙工に居住し、約60アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津紙工の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は北区建部町建部上に居住し、約42アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町建部上の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番と13番は受人が同じですので同時に説明します。受人は中区国富に居住し、妻と共に近年知人の農作業を手伝ってきましたが、次第に農業に従事したいと思うようになり、建部町下神目の親族の田・畑を取得し営農を行おうとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 10番から13番までの4件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤主任 14番、受人は曾根に居住し、約94アールの農地を耕作する農業者ですが、親族からの受贈により曾根の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は北区平野に居住し、約94アールの農地を耕作する農業者で、増反により古新田の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は箕島に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者

で、増反により箕島の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は藤田に事務所を置き、約8.1ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により藤田の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番と19番は受人が同じですので同時に説明します。受人は東畦に居住していますが、東畦及び内尾の田を取得し、新規就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

北村委員退室

20番、受人は西高崎に居住し、約2.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により片岡の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

左山委員 14番から20番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）は、中・中央地区1番から南区20番までの20件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）についてはそのように決定いたします。

北村委員入室

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤主任 4 ページ 1 番、転用目的は貸露天駐車場で一時転用中です。平成 27 年 1 月に農振除外済みの案件です。申請地は南ふれあいセンターに近接しており、センターから職員駐車場が不足しているため借り入れたいとの要望があり、引き続きセンターの職員駐車場として貸し付けるため、永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 1 番の 1 件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）は、南区 1 番の 1 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1 番、転用目的は露天資材置場で一時転用中です。平成 28 年 5 月に農振除外済みの案件です。

受人は田原で土木建設業を営んでいますが、資材置場が不足しているため、事務所に近く、また県道にも近く交通の便がよい申請地を引き続き借り受け、露天資材置場として利用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断されますが、事務所近隣であり、「集落に接続した業務上必要な施設」に該当し、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、転用目的は露天駐車場で一時転用中です。平成 28 年 5 月に農振除外済みの案件です。

受人は旭川荘に勤める職員の駐車場利用組合で、来荘者や施設利用者の家族等の駐車場が不足しており、職員駐車場が確保できないため、申請地を借り受

け、露天駐車場として利用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は一時転用の露天駐車場です。受人は津島南二丁目の自宅に事務所を置き、運送業を営んでいますが、敷地内に駐車場が確保できず、岡山インターチェンジに近く、交通の便がよい申請地を借り受け、露天駐車場に転用しようとするものです。この案件はすでに利用されており、顛末書が提出されています。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農用地及び農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地ですが、一時転用であり例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は露天駐車場です。受人は菅野に事務所を置き、造園業を営んでいますが、かねて販売等の来客用の駐車場が不足しているため、申請地を引き続き露天駐車場として、賃貸借するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は分家住宅です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。受人は大安寺東町の借家に家族4人で住んでいますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に近く、両親や祖父母の面倒を見やすく、農業を手伝いやすい申請地を祖父母から使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、祖父母の農地で他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は分家住宅です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。受人は富原の実家に家族6人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に近く、両親の面倒を見やすく農業を手伝いやすい申請地を、父から使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は露天駐車場、露天農業用資材置場です。受人は、周辺に農地があり、桃畑で使う資器材が増えたため、隣接地の農業法人の会社の倉庫では置き場が不足しており、事務所と農地に行き来しやすい申請地を取得し、農業用資材置場等に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番と9番は同一地域ですので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

8番、受人は西辛川の借家に家族3人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、お互いの勤務地に通勤しやすく、住み慣れた地域である申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は南区米倉の借家に家族3人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、富原にある夫の実家に近く、大窪の妻の母親の勤務地に近く、子供の面倒が見てもらいやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から9番までの9件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 10番、転用目的は自己住宅です。受人は北区今保の3LDKのアパートに家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具等が増えて住居が手狭になったため、平野の実家や久米の勤務先に近い申請地を取得し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は自己住宅です。受人は北区今保の2LDKのアパートに家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具等が増えて住居が手狭になったため、早島への妻の勤務先への交通の便がよく、夫婦の実家への交通の便もよいことから申請地を取得し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は老人デイサービスセンターです。平成28年5月に農振除外済みの案件です。受人は保育施設や介護施設を運営している株式会社ですが、申請地付近には老人デイサービス施設が不足しているため、申請地を取得し、老人デイサービスセンターに転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 10番から12番までの3件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 13番、転用目的は建売住宅です。受人は北区御津野々口に事務所を置き、不動産業を営む法人ですが、学校施設や工業団地が近く、国道53号線・スーパーなどの商店も近隣にあるため、生活や通勤で利便性が高く、需要の多い申請地を所有権移転して建売住宅4棟に転用しようとするものです。なお御津地区内で申請地以外を探しましたが、他に適地がなかったとのこと。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は車両の回転場です。受人は北区建部町大田にある宗教

法人ですが、現在使用している駐車場は出入りする道幅が狭く、坂道となっており、出入りするためには一度切り替えしが必要であるため、申請地を譲り受けて車両が出入りするための回転場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

藤原委員退室

15番、転用目的は露天駐車場で、一時転用中です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。申請地近隣の富沢神社には専用の駐車場がなく、やむを得ず神社門前の県道に路上駐車が行われており危険であるため、神社に近い申請地を賃貸借し、露天駐車場に転用しようとするものです。なお富沢神社の代表役員である宮司は常駐していないため、神社の運営は町内会が代表世話人として慣例的に行っているため、申請を富沢区町内会長名で行うものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

西山委員

13番から15番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員

異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤主任

16番、転用目的は自己住宅です。受人は宗津の実家に家族7人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、藤田の妻の実家にも近く、妻の両親と助け合って生活するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には夫の両親と妹が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は自己住宅です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。受人は大福の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の祖父の所有地で祖父宅の隣

接地であり、祖父の面倒を見るにも、農業の手伝いをするにも便利な申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は分家住宅です。平成27年11月に農振除外済みの案件です。受人は倉敷市玉島の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、父の所有地で実家の隣接地であり、子供の面倒を看てもらうにも、農業の手伝いをするのにも便利な申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は自己住宅です。受人は東京都日野市に家族3人で居住していますが、このたび転勤により岡山市に戻ることとなり、実家に近く子育ての協力も得られる申請地を父から使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は露天駐車場の一時転用です。受人は平成21年に設立され、福吉町に事務所を置き、販売促進用品の企画・開発・製造・販売を主な事業としています。このたび事業拡張のため、浦安南町の工場・倉庫跡地を購入し、本店を移転することにしましたが、移転先の敷地内は来客用駐車場で一杯となり、従業員用の駐車場が不足するため、移転先に近い申請地を賃貸借し、露天駐車場に一時転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、露天駐車場で一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと認められ、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は露天資材置場の一時転用です。受人は昭和63年に設立され、東睦に主たる事務所を置き、土木建築業及び資材の販売業を営んで

いますが、建設事業の拡大に伴い建設資材が増加し資材置場が不足しているため、事務所近隣の法人の代表取締役が所有する申請地を使用貸借し、露天資材置場に一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、露天資材置場で一時的な転用であり、例外的に許可が可能と考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。平成28年5月に農振除外済の案件です。受人は広島県福山市の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家の隣接地で祖母や両親の面倒を看ることができ、農業の手伝いをするにも便利な祖母所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、祖母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。平成28年5月に農振除外済の案件です。受人は倉敷市中帯江の警察官舎に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、農業の手伝いをするにも、子供の面倒を看てもらうにも便利であり、協力して生活できる父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は露天駐車場です。受人は、昭和28年に設立され、東区神崎町に主たる事務所を置き、一般貨物運送を主な事業にする法人です。この度申請地から県道児島線を挟んで北側に物流センターを開設しましたが、大型車の往来により付近の交通に支障が出ており、また物流センター敷地内に従業員の駐車場が不足しているため、大型車の待機場所並びに従業員・来客者の駐車場として申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、

転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番と26番は同じ地域で関連がありますのでまとめて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

25番、申請人は箕島の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、箕島の実家に近く、親と協力して生活することができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は倉敷市中庄の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、中区赤坂本町の夫の勤務先に近くなり、古新田の妻の伯母の家にも近く、協力して生活することができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、転用目的は自己住宅です。受人は中区倉富の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、今保の実家に近く、倉敷市大島の勤務先への通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、転用目的は分家住宅です。受人は倉敷市高須賀の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に隣接し、両親の面倒を見るにも両親からの協力を得るにも便利な申請地を祖父から使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は自己住宅です。受人は箕島の実家に家族7人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に近く生活環境が変わらず農業の手伝いもでき、また隣地に姉の家があり協力して生活することができる父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を

建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 16番から29番までの14件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）は、中・中央地区1番から南区29番までの29件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）についてはそのように決定いたします。

藤原委員入室

議 長 次に申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転、を審議します。事務局から説明をお願いします。

難波係長 9ページ、北・吉備地区1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回は所有者から財団へ所有権移転するものです。

計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、北・吉備地区協議会では承認意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 では、（4）の農用地利用集積計画については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（5）農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 10ページ中・中央地区1番から南区4番までの4件で、権利取得の事由、

権利の種類及び内容はご覧のとおりです。あっせん希望はなしとなっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（５）の４件については、
全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

佐藤主任 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届、事務局長専決は、
１１ページ１番と２番の２件で、転用目的は、道路拡張１件、露天駐車場１件
で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届、事務局長専
決は、１２ページ１番から１４ページ２１番までの２１件で、転用目的は、宅
地造成２件、敷地拡張等６件、分譲住宅地・共同住宅１件、貸店舗１件、共同
住宅１件、自己住宅４件、資材置場等３件、分譲住宅地２件、仮設事務所１件
で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１５ペ
ージ１番から１６ページ１２番までの１２件です。解約理由は耕作目的で９件、
転用目的で３件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のと
おりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１７ページ１
番と２番の２件で、施設の概要は農業用通路・進入路です。

次に報告（５）農地改良届は、１８ページ１番から３番までの３件です。目
的は、いずれも普通野菜畑です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明を
お願いします。

事務局 説明

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定（７月１９日（火）市役所７階大会議室）

柴田代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 4 5 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員